平成２２年（フ）第３０３号
群馬県太田市鳥山上町1153番地
債務者　久保田安紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６４１号
愛知県みよし市打越町畦違246番地１
債務者　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島美貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
愛知県刈谷市御幸町５丁目72番地２
債務者　田中　一樹
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　幸造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
和歌山市松江東２丁目４番６号
債務者　梅田日出夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　和喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９９号
和歌山県有田市箕島1224番地12
債務者　井口　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　有治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
山口県岩国市室の木町４丁目87番10号
債務者　濵名　幸生
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第６２１号
宮崎市清水３丁目10番３号　ライフシティ清水405号、前住所宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬909号
債務者　長谷部宏昭
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５５号
宮崎市平和が丘北町２番地２
債務者　川添　弘樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１３号
長崎県長崎市西坂町６番13号、旧住所長崎県長崎市泉２丁目21番20号
債務者　宇土　洋行
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
相模原市中央区千代田３丁目15番９号　ヨーロピアン107
債務者　田畑　光義
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７５９号
神奈川県座間市相武台１丁目4947番地の７　湘北ビル501号
債務者　荒城　弘安
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８９４号
静岡県島田市稲荷１丁目１番41号　ルミネエトワールＶ101号室、前住所静岡県島田市相賀2508番地の70　Ｔハイツ２Ｂ
債務者　永井　紀一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０９号
埼玉県越谷市南越谷３丁目24番５号　コレクト１番館303、前住所埼玉県さいたま市南区文蔵５丁目26番２号　604
債務者　桜井　　潤
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３８１号
山形市清住町２丁目９番19号
債務者　室岡　なみ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
山形県酒田市泉町１番22号　新栄荘５号、前住所山形県東田川郡庄内町余目字猿田91番地４
債務者　長澤　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０４号
山形県酒田市曙町１丁目11番地の21　サンパレス101号、前住所山形県酒田市東町１丁目26番地の15　メゾン21―110号
債務者　齋藤　　攻
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０５号
山形県酒田市曙町１丁目11番地の21　サンパレス101号、前住所山形県酒田市東町１丁目26番地の15　メゾン21―110号
債務者　齋藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部